

3 申請の時期及び場所

(1) 定期の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、建設工事の申請者はインターネットの使用により、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者はインターネットの使用により、令和2年12月1日から令和3年1月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp/>

ただし、9(4)①から⑧に掲げる場合の申請及び9(5)に掲げる場合の申請については、申請者(申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下において同じ。)は、令和2年12月1日から令和3年1月15日まで(当日消印有効)の間に、下記に掲げる提出場所に郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)するものとする。

提出場所
建設工事

〒900—0006 沖縄県那覇市おもろまち2—1—1 沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係 (電話098—866—0031(内線2541))
測量・建設コンサルタント等業務

〒900—0006 沖縄県那覇市おもろまち2—1—1 沖縄総合事務局総務部会計課管理第二係 (電話098—866—0031(内線81324))

(2) 随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあつては、令和3年1月16日以降随時に、3(1)に掲げる提出場所において持参又は郵送により申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であつて、6に定めるところにより一般競争(指名競争)参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、申請を受け付けるものとする。

4 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

① 「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749

② 「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008739

③ インターネットの使用による建設工事の申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和2年11月2日から令和2年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和2年11月2日から令和3年1月15日までの間に得るものとする。

④ インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより令和2年11月2日から令和2年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和2年11月2日から令和3年1月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、3(1)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに(2)の(測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類)の④から⑦までに掲げる書類を添付し下記に掲げる送付先に郵送するものとする。(⑦に掲げる書類については、郵送に代えて3(1)に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。)

送付先

〒812—0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3—3—3 新比恵ビル3階 測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて 電話092—402—1958

(2) 申請書の提出方法

申請者は、持参又は郵送により申請書を提出するときは、申請書に次掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の提出部数は各1部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへアクセスし、4(1)③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の(建設工事に係る添付書類)④に掲げる書類、⑦ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を下記に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする(ただし、3(1)に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信する場合を除く)。

送付先

建設工事インターネット一元受付ヘルプデスク ファクシミリ番号052—307—5970

インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、3(1)に掲げるホームページアドレスへアクセスし、4(1)④により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。

(建設工事に係る添付書類)

① 営業所一覧表

② 申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調査書

③ 業態調査書

④ 納税証明書の写し(申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3。))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税

証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤ 申請者が、その設立から令和2年10月1日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)による協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による企業組合をいう。以下同じ。)であつて、平成30年10月1日以降に新たに組合員の加入があつたものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類。

⑥ 申請者が、その設立から令和2年10月1日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦ 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し(平成20年国土交通省告示第85号(以下「経営事項審査の告示」という。)第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であつた後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類。)